

茨城の教育

県立学校6月から学校再開？

新型コロナウイルスの感染拡大防止の一環として4月から継続してきた学校休校が、政府の緊急事態宣言の解除を受けて解除になり、県立高校は6月8日から、特別支援学校は6月22日から通常授業が始まることになりました。

しかし、通常授業のやり方は学校によってかなりの差があり、特に夏休みの期間は学校によってかなり異なります。

ある進学校は、8月8日から8月16日の土日を入れた9日間を学校休業日として、それ以外を授業日にすると決めました。土曜日でも課外という形で、授業を行うということです。

また、別の高校は7月末と8月末を授業日として、8月8日～8月27日の3週間は夏休みにしました。

5月23日の東京新聞では、「茨城県教育委員会は、6週間の夏休みのうち3週間登校すれば、規定の35週分の授業日数を確保できる」として「夏休み3週間短縮へ」という記事を掲載しました。

3週間の夏休みは、県教委の指示を踏まえた決定と言えますが、夏休み期間の決定にあたっては、生徒の希望を聞いたり、教職員の十分な話し合いがあったかどうか問われます。

暑さ対策は十分か？

全ての県立高校にエアコンの設置は昨年実施しているので、今年は、全ての学校でエアコンの効いた教室で授業ができます。

しかし、書道室や音楽室、被服・調理室などのエアコン設置は学校によって異なり、特別教室にエアコンが設置されていない学校が多いのも事実です。

また、体育や外での実習などの授業は外の炎天下で実施せざるを得ません。

当面は、特別教室や外の授業については授業場所や授業内容などについても、生徒や教職員の健康を考えて見直す必要があります。

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町番93

Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

オンライン授業の問題点

学校休校の中で、多くの学校ではオンライン授業が始まりました。今後の第2波、第3波の感染拡大を考えると、オンライン授業などの整備は欠かせません。

しかし、今回のコロナ禍で明らかになったように日本の労働者の貧困と格差の拡大は深刻な状況になっています。

家庭にパソコンがあり、ネット環境が整備されている家庭はそれほど多くないというのが実態です。

5月27日報告期限だった県教委の「家庭のネットワーク調査」に対して、ある高校で「インターネット回線を持たない家庭が260ある」と回答したところ、県教委から「他の学校は2桁以下で、間違いではないか」という問い



合わせがあったということです。

しかし、全国のインターネット普及率が70%で、800人生徒では560人で、260人は妥当な数字です。「260人は多すぎる」という県教委の担当者の認識こそがおかしなものであり、日本の貧困と格差の拡大を全く理解していないことが大きな問題です。

中高一貫校の附属中学校の休憩時間について

今年の4月から、5校の中高一貫校が開設されました。休校のため、ほとんど授業は行われていませんでしたが、附属中学校の場合、給食の時間があって担当する教員は昼休みがなく、給食指導に当たらなければなりません。

職場からの問い合わせがあって県教委に確認したところ、「給食指導した教員は、授業の空き時間45分確保するように運用している」という回答でした。

5校の中高一貫校では、45分の休憩時間が通常の昼休み時間以外にとれるようルールをきちんと決めて、運用する必要があります。もし取れていない場合は、組合に連絡してください。

在宅勤務について

休校期間中は、ほとんどの学校で在宅勤務が認められてきました。特に、特別支援学校は教

職員の数が150名を超える学校があって、職員室そのものが過密状態になっています。感染症防止のためには、在宅勤務をするのが一番という状態です。

特別支援学校の場合、通常授業を始めるのが6月22日からという学校が多いのですから、その期間は在宅勤務を積極的に実施できるようにすべきです。

ところが、在宅勤務の取り扱いが学校によって違いが出ていて、なかなか取れなくなったり、制限が入るという学校も少なくありません。

もし、このような実態がある場合は、是非組合に連絡してください。

我慢するのではなく、システムを変える

コロナだから仕方がない、我慢するしかないと考えるのはやめましょう。

コロナ問題で、今までの学校のシステムの問題点が明らかになりました。

1クラス40人学級も3密を防ぐためには20人学級にすべきです。特別支援学校の過大過密、多すぎる教職員数は抜本的に見直すべきです。

学校の方針を決めるのは一人の管理職ではなく、子どもたちと直に接している教職員です。一人一人が声を上げる時です。

コロナ対策の充実を!!

6月4日の全労連と厚生労働省とのコロナ問題での交渉の中で、全労連の女性の参加者からは、「コロナ対策の自粛要請の中で、女性の派遣労働者が雇い止めや解雇されている。休業補償は労働基準法26条で規定された権利なのに、休業補償が支払われていない」という訴えがありました。派遣社員の中で、女性の占める割合は高く、派遣社員の問題は女性の働き方、ジェンダー差別の問題です。

また、患者がコロナ問題で診察を控えるために、医療機関の減収が続いています。夏のボーナスも出るのか出ないのかが大きな問題になっています。医療機関は国民の健康と健康を守る公的な機関ですから、国の経済的な支援が欠かせません。

この間、政府は保健所の削減や公的・公立病院の統廃合を推進してきましたが、コロナ問題で医療機関に対する政策が間違っていたことが明らかになっています。厚労省の担当者からも「感染症病床の9割以上を担う公的・公立病院の役割は大変大きい」という発言がありました。

PCR検査の充実も、医療機関を

守るためには欠かすことができません。また、病院で働いている医師や看護師などの賃金も含めた労働条件を、国が守っていくことは医療機関を守る第一の課題です。

支援金の充実を

一世帯30万円の新型コロナ給付金は、国民や野党の追及の中で、一人10万円の特別定額給付金になりました。また、収入が半額になった中小業者に200万円、個人事業主（フリーランス含む）に100万円の持続化給付金制度が作られました。しかし、申請しても給付が遅いというような実態が改善されないのも事実です。

こうした給付金は、コロナ禍の中で収入が減少した多くの国民、労働者にとっては救いの給付金です。ところが、県や市町村によっては市役所などで働く公務員に対して10万円を寄付しろと強制的に取り上げる事例も生まれています。しかし、給付金は支給された一人ひとりが積極的に購買力を発揮することで、地域経済を円滑にするものです。10万円は、使うためにこそ国が支給したお金です。

コロナ対策費の財源は？

政府は国民や野党の要求を受けて、第2次補正予算を国会に提案しました。コロナ禍で国民の生活を守るためには、労働者・国民の実態に合った補正予算が必要であることは言うまでもありません。

ところが、一方で補正予算の財源が赤字国債だという話を聞くと本当に大丈夫なのかという声が生まれてきます。教職員の中には、東日本大震災等の時と同じように給与カットや増税が行われるのではないかという思いに陥る方も少なくありません。

しかし、本当にそれで日本の経済は再生できるのでしょうか。韓国では、軍事費を削減してコロナ対策費を作り出しています。ドイツでは、消費税を切り下げたの経済対策を打ち出しています。

ところが、日本では10%の消費税を5%にとという国民的な要求を無視し、辺野古新基地建設や東海第二原発の安全対策工事を中止するという事になっていません。

公務員の給与カットや増税の



前に軍事費の削減や大企業の内部留保などに対する課税などに踏み出すべきです。特に、大企業の内部留保は、500兆円近くになっていますが、内部留保が増した要因は人件費削減と法人税減税です。

大企業がコロナ対策だとして、下請けの中小企業への支援に踏み出せば、中小企業がコロナで倒産ということにはならず、労働者の賃金も保障されます。

持続化給付金の委託問題

コロナ禍で国民が疲弊している中で、国会では検察官の定年延長を認める検察庁法改正案が大きな問題になりました。芸能人も含めたツイッターによる異議申し立て等によって法案は成立とならず、黒川検事長自身の賭け麻雀によって問題は大きく様変わりしました。

6月になって、持続化給付金の委託問題が大きな問題になっています。電通や派遣会社のパソナが作った会社が持続化給付金の委託を受けて、その会社が電通などに再委託をしたというものです。再委託をする中で、委託費が中抜けされて20億円がどこかに消えたという話です。

委託事業は、給付金の一日も早い支給を目的にしたものでもあるにかかわらず、5月1日に申請した人にまだ届いていないと

いうことでは、委託費をコロナで経営不振に陥った中小業者や個人事業主に回すべきではないかというのが当然の要求です。

コロナ禍だからこそ最低賃金の引き上げを!!

全労連の最賃署名11万筆提出行動が5月4日に行われ、自民党・立憲民主党・日本共産党の国会議員に手渡されました。参加した国会議員からは、「コロナの時期だからこそ最低賃金を引き上げ、需要不足、将来不安をどうするかを考えないといけない」（自民党・務台議員）「社会保障料負担が中小企業に重い。国が中小企業を支援し、最低賃金を引き上げることが必要だ（立憲民主党・桜井議員）などの意見が出されました。

現在、組合でも7月に茨城地方最低賃金審議会に提出する最賃署名を集めています。署名がまだの人は是非署名にご協力を。

分会、専門部交流会に参加を

日時 7月26日（日）10:00～
会場 県民文化センター別館

コロナ禍のもとでの学校休校、学校再開後の問題点や実態の交流をしましょう。